工事説明書

エ 事 名 秩父別町地域マイクログリッド構築事業第2期工事

工事節用

- ・ 当工事は起債及び国庫補助事業です。
- ・太陽光発電設備 500kW 程度を旧秩父別町営陸上競技場に設置。
- ・定格電力 200kW、蓄電池容量 1,200kWh の蓄電池 1 基及び蓄電池用パワーコンディショナー 1 基は支給とする。
- ・上記基礎及び設置費用(荷下ろし共)は工事に含める。
- ・電柱及び自営線、系統連系点の新設。
- ・受電盤設備の新設。
- ・対象施設は秩父別温泉、交流会館、ふれあいプラザ、ファミリースポーツセンター、図書館、農産物加工センター、源泉ポンプ、EV充電器、物産館、さわやかトイレ、百年記念塔とする。
- ・上記を第1期工事、第2期工事の2箇年とし、詳細は配布書類による。
- ・第1期工事の納入品を使用する事。受注後は受注者の責任において保管 管理を行う事。
- ・必要仮設材、水、電気、整理清掃、養生一式工事に含みます。

注 意 事項

- ・当工事に伴う施設の汚染・破損等は請負業者の責任で復旧すること。
- ・一般車両及び通行人等周辺への注意、埃・振動・騒音等を可能な限り抑え、一般車輌及び既存設置物等への汚染等に注意願います。
- ・該当施設が通常運営中での作業のため、作業内容により時間的な制限が 生じる場合があります。監督員及び施設管理者との協議とする。
- ・当工事施工に際し、建築基準法、労働安全衛生法、大気汚染防止法、建設リサイクル法、廃棄物処理法等関係法規、条例を遵守し監督員の指示により施工すること。
- ・作業終了後は工事範囲周辺を見回りし、材料の端材や工具等が地面に落 ちていないか日ごとに確認すること。
- ・配布する内訳の数量は参考資料です。

発生材の処分

- ・産業廃棄物は、請負業者負担により処分場へ分別搬出される。
- ※ただし、搬出前に処分先の確認協議を必ず行い、搬出時に経済的な処分場を監督員と協議し決定すること。
- ・完成書類にマニフェスト写しを添付する。
- ・北海道循環資源利用促進税の対象となる廃棄物は、入札金額に含める。
- ・金属において発生材状況を確認し、有価物として取り扱える場合は有価物として設計変更を行う。

資材 · 労務調達

※地場産業育成のため、可能な限り地元での資材・労務調達に努めて下さい。

その他

- ・工事着手前に、施工計画書、工程表、施工図等の必要書類を提出し、 監督員の確認を得ること。
- ・指名通知、契約書その他関係書類、関係法令を遵守し良好な完成品に努めて下さい。
- ・本工事は「週休2日工事」の対象工事である。